

半田市学校給食物資納入業者登録申請要領

1. 趣旨

この要領は、学校給食物資に係る納入業者登録について、必要な事項を定めるものである。

2. 資格要件

納入業者の登録を受けようとする者は、次の要件を満たさなければならないものとする。

- (1) 食品衛生に関する法令や営業に関する法令等を遵守していること。
- (2) 市税、県税及び国税に未納が無いこと。
- (3) 仕入・製造・保管・配送において、食品の安全と衛生管理が徹底されるとともに、従業員の衛生・健康管理が十分に行われていること。
- (4) 製造や加工調理が必要な物資を納入する事業者については、製造・加工・配送に携わる従業員の検便検査報告書を1か月に1回以上、原材料となる物資を調達し、調理加工を行うことなく配送のみを行う事業者については、配送に従事する従業員の検便検査報告書を1か月に1回以上提出できること。
- (5) 仕入及び製造加工能力が十分あり、指示した期日、時刻に指定した場所に納入できる能力を有するものであること。
- (6) 食品衛生法に基づく許可を要する事業者は、当該管轄保健所の食品衛生監視評点が80点以上であること。

3. 登録の申請

登録業者の認定を受けようとする者は、学校給食センター所長（以下「所長」という。）に、以下の書類を提出するものとする。

- (1) 業者登録票（半田市学校給食費事務取扱要領 第7号様式）
- (2) 食品衛生監視票（必要とする業者のみ）
- (3) 納税証明書（市・県・国）
- (4) 登記簿謄本（法人のみ）
- (5) 使用印鑑届
- (6) 口座振替支払申請書
- (7) 印鑑証明書

ただし、既に登録済みの業者については、(5)～(7)の提出は不要とする。

4. 登録の採否

所長は、3. 登録の申請があったとき、書類審査及び必要に応じて工場等の調査を行い、適格と認定した者にその旨を通知するものとする。

5. 有効期間

業者登録の有効期間は3年間とし、最終年度に次期の登録業者を決定するものとする。有効期間中に随時登録した業者については、有効期間の終期は延長しない。

6. 登録事項の変更

登録業者は、3. 登録の申請の内容に変更が生じたときは、速やかに所長に申し出なければならない。

7. 登録の取り消し等

登録業者が、次のいずれかに該当するときは、物資納入の一時停止又は登録を取り消すものとする。

- (1) 2. 資格要件を満たさなくなったとき
- (2) 3. 登録の申請内容に虚偽の記載があったとき
- (3) 納入実績の不良が続き、改善が見られないとき
- (4) 所長が指示する事項に従わないとき

8. その他

この要領に定めるもののほか必要な事項は、所長が別に定めるものとする。